

調査・分析レポート

著作権法の視点で考える生成 AI —何が許され、何が問題になるのか—

株式会社三井物産戦略研究所

技術・イノベーション情報部 知的財産室

弁理士 松浦 由依

1. 活用が進む生成 AI、リスクはどこにあるか

生成 AI と著作権法：基本的な考え方

近年、AI 技術の急速な進歩により、生成 AI の利用が拡大し、ビジネスにおいてもさまざまな形で活用されている。一方で、生成 AI および生成 AI によって作られたコンテンツ（以下、AI 生成物）の利用には、著作権をはじめとする知的財産法上のリスクが伴う。

生成 AI と著作権法の関係は、「開発・学習段階」と「生成・利用段階」の 2 つのフェーズに分けて整理する。それぞれ以下のリスクが考えられる。

■**開発・学習段階**：学習データの適法性に関するリスク

■**生成・利用段階**：AI 生成物による権利侵害、AI 生成物の保護および不正利用に関するリスク

さらに著作権法は属地主義の原則を採用している。これは各国の著作権法の効力がその国の領域内に限定されるという考え方であり、開発・学習、生成・利用の各プロセスがどの国で行われるかによって、適用される法律が異なることを意味する。つまり、日本の著作権の効力は日本国内に、米国の著作権の効力は米国内に限定されるため、国ごとに著作権侵害の判断基準や商業利用の可否が大きく異なる場合がある。特に、生成 AI のように国境をまたぐ利用が容易な技術では、国内法の知識だけでなく、

各国のルールや国際的な動向を把握することが不可欠である。

2. 生成 AI と著作権法：日本

2-1. 開発・学習段階での考え方

生成 AI の学習には大量のテキスト、画像、音声、映像などのデータが用いられ、その中に著作権で保護される著作物が含まれる場合、著作権侵害の問題が生じる可能性がある。学習の過程において、著作物の内容をデータベース等に一時的または恒久的に複製する必要がある、これが著作権法上の「複製権（第 21 条）」の侵害にあたると考えられるためである。「複製権」は著作権者が専有する権利であり、原則として、第三者が許諾なく著作物を複製することは著作権侵害となる。

しかし、日本の著作権法には、「著作物を享受する目的」でなければ著作権者の許諾なく著作物を利用できるという権利制限規定があり（第 30 条の 4 第 2 号）、AI 学習のための複製にはこの規定が適用される。「著作物を享受する目的」とは、たとえば、文章の著作物を読む、音楽・映画の著作物を鑑賞するといった、知的・精神的欲求を満たす効用を得られる行為を指す。生成 AI の学習では著作物をあくまでデータとして見ているにすぎず、誰も著作物の表現を享受していないため、基本的に、著作権が及ぶ対

象外の行為だというのが日本法の理解である。

この緩やかな規定は国際的に見ると例外的であり、日本は学習目的でのデータ利用の自由度が高いといえる。このため、日本は『機械学習パラダイス¹』とも称される。『機械学習パラダイス』である環境は、AI 開発企業にとって技術開発の加速要因となるだけでなく、AI モデルの高度化と実用化を促進し、医療、ロボット、クリエイティブ産業など幅広い分野に影響を与える。海外企業にとっても魅力的であり、日本市場への参入や研究拠点の設置を促す要因となる。

もっとも、著作権法第 30 条の 4 には「著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない」とのただし書きが設けられており、学習段階における著作物の利用であっても著作権侵害が成立する可能性がある。具体的には、以下のようなケースが該当し得る。

1. **特定のクリエイターのスタイルを模倣する狙い撃ち学習**：ChatGPT でユーザがアップロードした画像を『ジブリ風』に変換することが話題となったが、このような「〇〇風」といった画風やスタイルは、著作権法上の保護対象である創作的表現ではなく、アイデアにとどまるため著作権法の保護対象外となる。しかし、特定のクリエイターの作風を模倣する目的で著作物を集中的に学習させることで、そのクリエイターの作品に代替可能な AI 生成物が大量に生み出され、仕事機会を奪うような場合には、「著作権者の利益を不当に害する」ものとして、学習段階においても違法と判断される可能性がある。
2. **享受目的併存型の学習**：AI が、学習元となった著作物をそのまま再現することを意図して設計されているような場合には、その学習行為は単なるデータ利用ではなく、著作物の「享受」と判断される可能性がある。
3. **有償データベースを回避する形での学習**：たとえば、新聞社が新聞記事データベースを有償で提供している場合に、それを利用することなく閲覧用に掲載された記事等のデータを収集・コピーして学習する行為は、「著作権者の利益を不

当に害する」ものと判断される可能性がある。

図表：話題になった「ジブリ風」画像変換



出所：チャット GPT の“ジブリ風”画像変換は著作権侵害か？欧米で話題の生成 AI 機能が物議…「〇〇風」画像生成の問題点 | FNN プライムオンライン <https://www.fnn.jp/articles/-/850348?display=full>

2-2. 生成・利用段階での考え方

著作権法は人間が創作したモノのみを著作物として保護し、人間による創作への直接的な貢献（創作的寄与）が認められない限り AI 生成物を著作物として認めない。たとえば、AI 利用者がごく簡単な指示のみ与えて生成 AI にイラストを生成させた場合、人間による創作的寄与は認められず著作物には該当しないと考えられる。どのような場合に創作的寄与が認められるかはケースバイケースではあるが、生成 AI に与える指示（プロンプト）が創作的表現といえる個性を具体的に示す詳細な指示であれば、創作的寄与があると評価される可能性は高まる。

¹ たとえば、上野達弘「情報解析と著作権——『機械学習パラダイス』としての日本」人工知能 36 巻 6 号（2021 年 11 月）745-749 ページ。

図表：ごく簡単な指示のみ与えて「猫」のイラストを生成する例（ChatGPT で DALL-E3 を使って生成）



出所：三井物産戦略研究所

一方で、AI 生成物の著作物性の有無とは無関係に、当該 AI 生成物の生成・利用が既存の著作物を侵害する可能性はある。日本において、現状『機械学習パラダイス』なのはあくまで「開発・学習段階」のみであり、「生成・利用段階」における著作権侵害は許されない点に注意が必要である。

著作権侵害は、AI 生成物も既存の著作物と同様に、「依拠性」と「類似性」の二つの要件を基準に判断される。依拠性とは、既存の著作物を参考にして創作することを指し、類似性とは、既存の著作物と本質的な特徴が似ていることを指す。たとえば、AI 生成物が「ドラえもん」に類似するイラストである場合、AI 利用者がプロンプトに「ドラえもん」と入力していれば依拠性ありと判断される。また、AI 利用者が明示的に指示していなくても、学習データに「ドラえもん」の画像が含まれていれば依拠性が推認される可能性もある。

一部の生成 AI サービスは、「ドラえもんのイラストを生成して」と指示しても、著作権で保護されているキャラクターのため生成できません、と返答するなど技術的制限を備えていることが確認できる。しかし、こうした制御をすり抜けて「ドラえもん」に類似するイラストが生成された場合、その利用責任は最終的に AI 利用者に帰属する。つまり、意図せず侵害リスクが発生することもあるため、AI 利用

者は AI 生成物が既存の著作物に類似していないかを確認し、場合によっては利用を控えるといった自己防衛が求められる。

また、AI 生成物を自身の著作物と偽る、いわゆる偽称（せんしょう）コンテンツ問題も指摘されている。これにより、本来認められない権利行使が可能となるほか、著作物と信じて投資した者の保護が不十分になる懸念がある。現行著作権法のもとと保護されない AI 生成物に対して、新たな保護の枠組みが必要との議論もあり、今後の動向が注目される。

2-3. 属地主義と準拠法

先述のとおり、著作権法は属地主義の原則を採用しており、各国の著作権はその国の領域内でのみ効力をもつ。このため、本来は侵害行為が発生した場所（利用行為地）の法律が適用される。生成 AI サービスにおいて、開発から提供、利用までのプロセスが日本国内で完結する場合、日本の著作権法が適用されることは自明である。しかし、現実のサービスは必ずしも国境内で閉じていない。たとえば、日本の事業者が X 国のサーバ上で生成 AI を学習・稼働させ、そのサービスを日本のユーザに対して提供するようなケースでは、日本と X 国のどちらの著作権法が適用されるかが問題となる。

近年、インターネットを介した知的財産権侵害に関する事案では、**属地主義の原則が緩やかに解釈される傾向にある**。一部の処理が国外サーバで行われたことを理由に、日本の知的財産権の効力が及ばないとされるのであれば、技術やコンテンツ提供において権利侵害を意図的に回避することが容易となり、そもそも権利を保護・取得する意義が大きく損なわれるためである。このような前提のもと、本件については次のように整理できる。

■**開発・学習段階**：実質的な学習作業が日本国内で行われている場合には、日本が利用行為地とみなされ、日本の著作権法が適用される。

■**生成・利用段階**：日本で AI 生成物が出力される場合、日本の著作権法が適用される。

今後は、AI サービスに関する国際的なルール作りが進む可能性がある。特に欧州では、AI の提供・利用に関する越境規制の議論が進展しており、各国で法解釈や適用範囲に差異が生じれば、国際的な AI サービス提供の設計にも大きな影響があるだろう。